



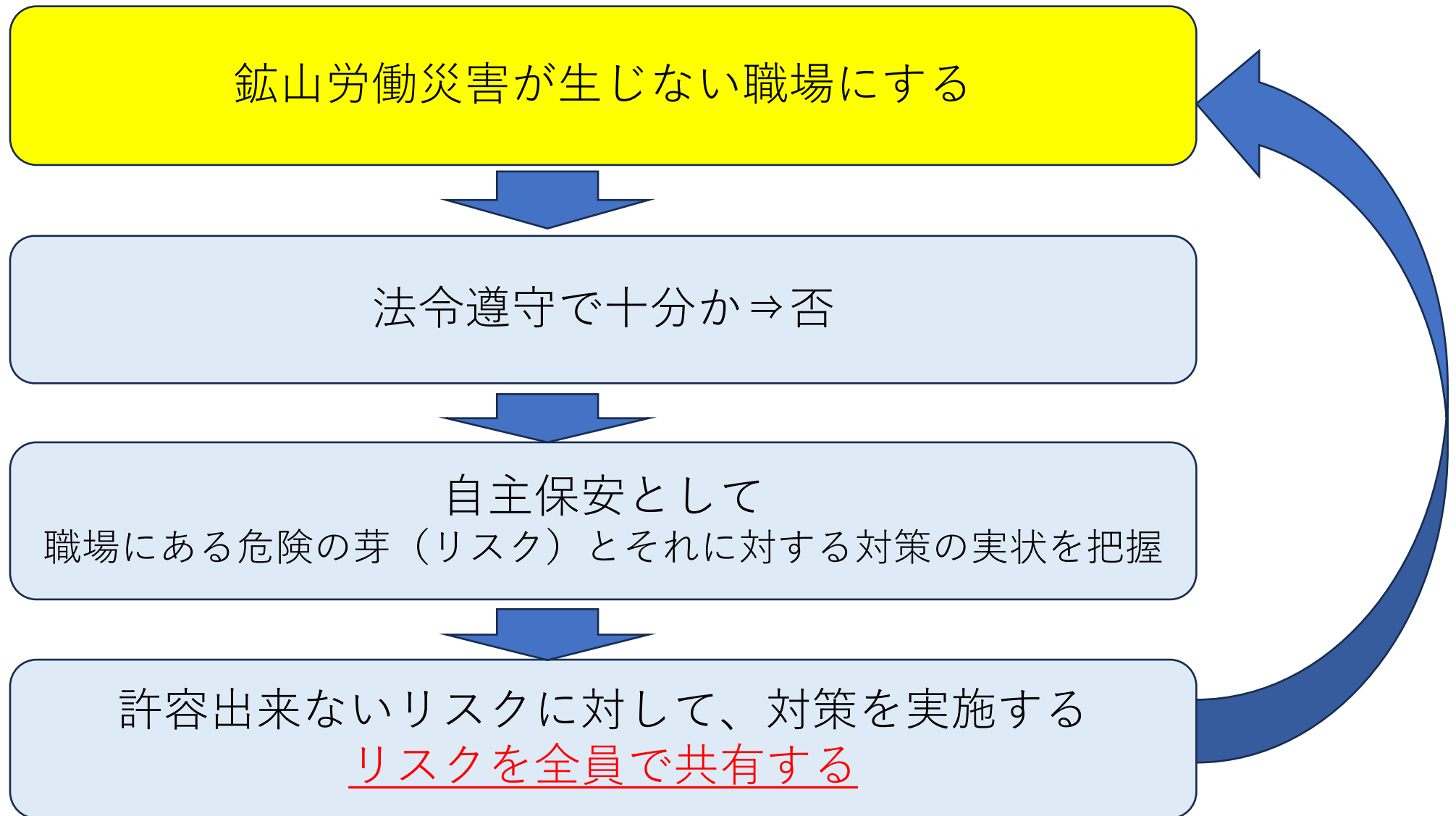
令和6年度鉾山保安担当者等研修資料

リスクアセスメント の考え方について

令和6年11月8日

関東東北産業保安監督部東北支部鉾山保安課

なぜリスクアセスメントが必要なのか



リスクアセスメントの進め方（１）

①危険性や有害性の特定をする

- 保安パトロール
- ヒヤリハット
- 作業、設備の変更時
- 他者の災害
- 鉱山鉱山労働者の状況の変化
- その他（作業手順等）

- ・日常的に作業をしていると、慣れから危険に対する感度が低くなるので要注意
- ・ヒューマンエラーが起こりえることも想定の中に入れ込む
（例）機械器具の付近で、注意力が散漫になり、思わずつまずいて接近するかも

リスクアセスメント進め方（2）

◇リスクの見積もり

- リスクの見積りは、極力複数の人で実施。
- 現在行っている安全対策を考慮してリスクの見積りを行う。
- リスクの見積りにあたっては、具体的な負傷を想定する。
- 見積りの値については、説明のつくもの。
- 最悪な状況を想定した重篤度で見積もり。
- 見積りの値は、最もリスクを高く見積もった評価値を出した人からよく意見を聴き、納得のもとに採用。

リスクアセスメント進め方（3）

◇リスク低減措置の検討（優先順）

1. 本質的対策

⇒ 危険な作業の廃止・変更、より安全な採掘方法への変更など
《人が「不安全な行動」をしても、危険源と接触しない》

2. 工学的対策

⇒ 安全柵やインターロックの設置などの設備的対策
《人を危険源に近づけさせない》

3. 管理的対策

⇒ 作業手順書やマニュアルの整備、注意喚起表示、教育訓練、KYTなどの管理的対策
《人の不安全行動の防止》

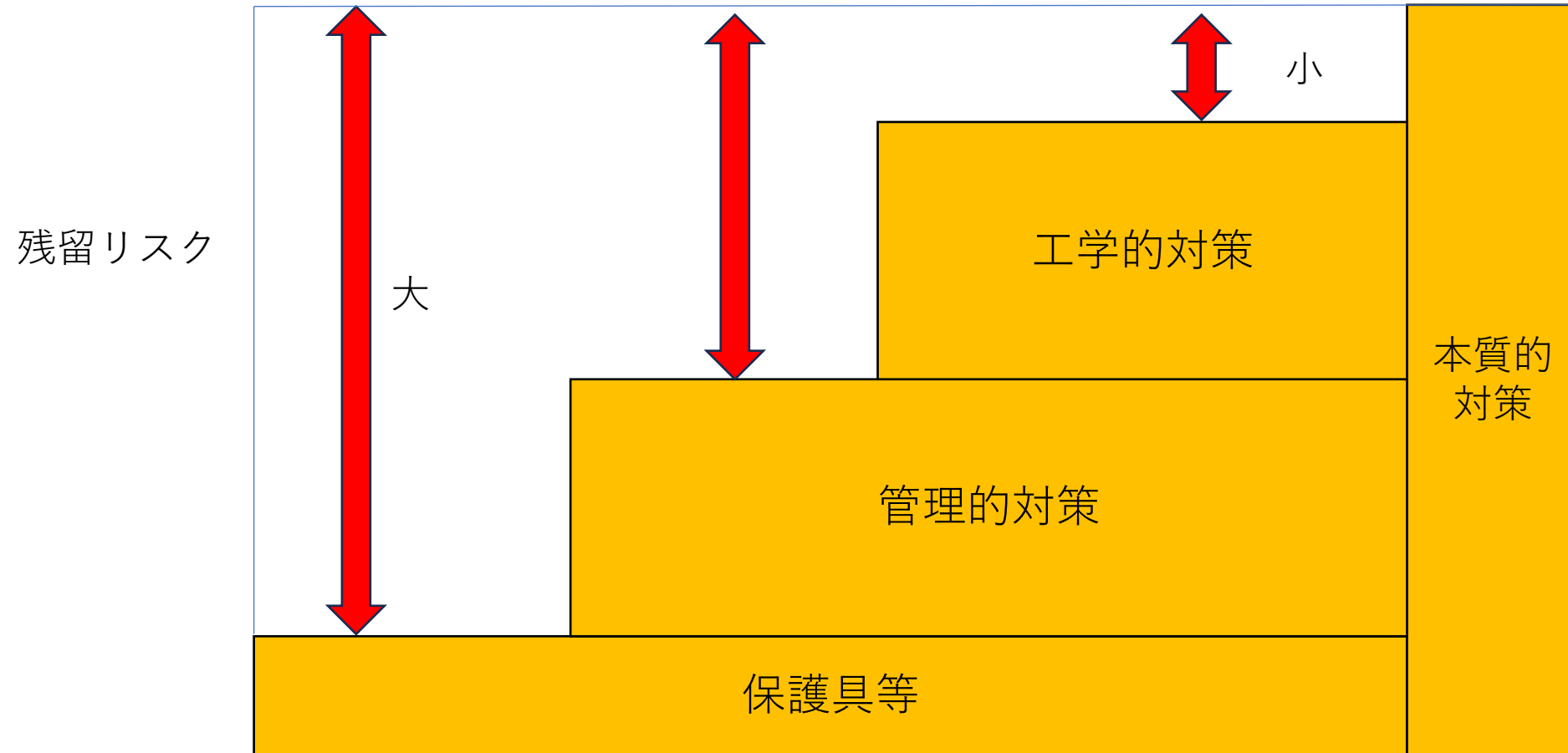
4. 保護具等

⇒ ヘルメット、防塵マスク等の個人用保護具による対策
《重篤度を軽減》

2. を実施したから 3. 4. の対策は必要無いということではない

対策は最大限リスクが小さくなるよう検討し、順次実施する

リスク低減対策の考え方



リスクアセスメントの進め方（４）

◇リスク低減措置の実施とその後の管理

- ✓ 本質安全対策をしない限りはリスクは残る（残留リスク）
- ✓ 工学的対策を行ったとしても、経年変化が生じるため管理が必要
- ✓ 管理的対策については、日頃から確実に実施されているか（守られているか）チェックが必要



リスクについては、一定期間で再確認することが必要

- リスクを確実に把握して、
- 適切な低減措置を実施するとともに、
- リスクを共有し

罹災者を
一人でも少なくしましょう！

ご静聴ありがとうございました。